

セーフアーインターネット協会
定款

第 1 章 総 則

(法人の種類・名称)

第 1 条

当法人は、一般社団法人セーフアーインターネット協会と称し、英文では、**Safer Internet Association Japan**（略称「SIA」）と表記する。

(主たる事務所)

第 2 条

当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第 3 条

当法人は、違法・有害情報の流通防止対策等インターネットに係る諸課題を解決することを目的とする。

(事業)

第 4 条

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インターネットにおける違法・有害情報対策事業
- (2) インターネットに係る諸課題の解決のための事業
- (3) 前 2 号に関連した各種調査・研究及びレポートの作成
- (4) 前 3 号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第 5 条

1. 当法人の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 6 条

当法人は、理事会及び監事を置く。

第 2 章 会 員

(法人の構成員)

第 7 条

当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した法人

(入会)

第 8 条

- 1. 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 2. 会員となる場合には、その代表として当法人に対してその権利を行使する者 1 名（以下「会員代表者」という。法人登記上の代表者たることは要しない。）を定め、当法人に届けなければならない。
- 3. 会員代表者を変更した場合は、別に定める変更届を速やかに当法人に提出しなければならない。

(入会金及び年会費)

第 9 条

当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会で定める会員規約に従って、入会金及び年会費（以下「会費等」という）を期限までに支払う義務を負う。

(任意退会)

第 10 条

会員は、理事会で定める退会届を当法人に提出することで、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条

- 1. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によってこれを除名することができる。ただし、この場合の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行わなければならない。
 - (1) 当法人の定款又は理事会で定める会員規約その他諸規定に対する重大な違反が生じた場合

- (2) 当法人の名誉を著しく毀損する行為、当法人の目的に反する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めた場合
 - (3) 理事会で定める会員規約上の禁止行為に該当する行為をしたと当法人が認めた場合
 - (4) 会員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、及びこれらに準じるもの）であることが判明した場合、あるいは反社会的勢力との関与が明らかになった場合
 - (5) 会員が監督官庁による行政指導又は行政処分を受けた場合
 - (6) その他、除名すべき相当の事由が発生した場合
2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第12条

前2条のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 第9条に定める会費等の支払いが行われない場合
- (2) 総会員が同意した場合
- (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の法的倒産手続の申し立てがあったとき、又は解散（法令に基づく解散を含む）、清算（特別清算を含む）もしくは内整理の手続に入ったとき

（会員資格喪失に伴う権利義務）

第13条

- 1. 会員が、前3条の規定により会員資格を喪失した場合は、一般社団法人上の社員としての地位を失うとともに当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未払いの会費等がある場合には、当該会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。
- 2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等その他の拠出金品は、これを返還しない。

（会員名簿）

第14条

- 1. 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。当該名簿をもって、一般社団法人法上の社員名簿とする。

2. 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載又は記録した住所又は会員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

(会員資格等の処分の禁止)

第15条

当法人は、会員がその会員としての資格及び会員の特典を受けることができる権利を、譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることを認めない。

第3章 社員総会

(種類)

第16条

当法人の社員総会は、定時社員総会、臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第17条

1. 社員総会は、正会員をもって構成する。
2. 社員総会における議決権は、正会員1口につき1個とする。

(権限)

第18条

当法人の社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の有無及び額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条

定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第20条

1. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。
2. 会員は、総会員の10分の1以上の議決権をもって、会長に対し、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
3. 社員総会の招集は、当該社員総会の日の1週間前までに、各会員に対してその通知を発しなければならない。
4. 前項の通知は、電磁的方法により発することができる。

(招集手続の省略)

第21条

社員総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第22条

社員総会の議長は、会長がこれに当る。会長に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議)

第23条

1. 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第24条

社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたとき

は、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第25条

1. 会員は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当法人の役員又は会員でなければならない。
2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第26条

社員総会の議事については、法令の定めるところにより書面若しくは電磁的記録をもって議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設置)

第27条

1. 当法人に、次の役員を置く。
理事 3名以上8名以内
監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち、会長を1名選定することとし、その他必要に応じて、副会長、専務理事を若干名選定することができる。
3. 会長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。
4. 専務理事をもって業務執行理事（一般社団法人法第91条1項に規定する理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

(役員の選任)

第28条

1. 役員は、社員総会の決議によって選任する。
2. 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
3. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 専務理事は、事務局を統括する。
4. 会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第30条

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第31条

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 事業年度の途中に選任された役員（監事の場合は、補欠として選任された場合に限る）の任期は、前任者または他の在任役員の任期が満了する時までとする。
4. 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第33条

役員の報酬は、社員総会にて別に定める規程による。

(取引の制限)

第34条

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(役員等の責任の免除)

第35条

1. 当法人は、一般社団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当法人は、一般社団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

第36条

1. 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
2. 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、外部監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第37条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第39条

1. 理事会は、会長または専務理事が招集する。
2. 理事会の招集は、当該理事会の日の5日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
3. 理事及び監事は、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
4. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監事は、理事会を招集することができる。
5. 会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(招集手続の省略)

第40条

理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第41条

理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第42条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第43条

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条

1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面若しくは電磁的記録をもって議事録を作成し、理事会の日から10年間その主たる事務所に備え置く。
2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の募集)

第45条

1. 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。
2. 基金の募集、割り当て及び払い込み等の手続きについては、理事会が定める。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第46条

1. 当法人の基金は、当法人が基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
2. 拠出者より払い込み又は給付のあった基金は、当該拠出者からの預金とし、この定款の定めに従って当該拠出者に返還される。

(基金の返還手続き)

第47条

当法人の基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般社団法人法第141条第2項に定める限度額の範囲内で行うものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第48条

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金)

第49条

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業報告及び収支決算)

第50条

1. 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2. 事業報告については、会長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第 8 章 委員及び事務局

(運営委員)

第 5 1 条

- 1. 専務理事により、理事による業務の執行を補佐する運営委員を選任することができる。
- 2. 運営委員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の終了の時までとし、再任を妨げない。
- 3. 運営委員は、専務理事により解任することができる。
- 4. 運営委員に関し、必要な事項は、理事会が定める。

(事務局)

第 5 2 条

- 1. 当法人に、当法人の事務を処理するために事務局を置く。
- 2. 事務局に、事務局長及び必要な職員を置き、専務理事が任免する。
- 3. 事務局職制は、専務理事が定める。
- 4. 当法人は、必要な数の事務局員を雇用する。
- 5. 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、専務理事が定める。

(帳簿及び書類)

第 5 3 条

事務局には、法令で定める範囲で、常に次の帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事その他職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可及び登記に関する書類
- (5) この定款に定める機関の議事に関する書類、各種議事録
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第56条

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(細則)

第57条

この定款の施行についての規約、規程その他の細則は、理事会の決議を経て、別に定める。

(施行日)

第58条

この定款の変更は、2024年6月28日から施行する

(会員規約その他諸規定及び法令の準拠)

第59条

会員の入退会及び権利義務等この定款に定めのない事項は、別に理事会で定める会員規約その他諸規程、一般社団法人法及びその他の法令に従う。

一般社団法人セーフティーインターネット協会

会長（代表理事） 中 山 明